

○ふじみ衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例

(平成8年8月26日)
(条例第3号)

改正 平成9年6月2日 条例第1号
平成14年2月26日 条例第1号
平成16年2月23日 条例第1号
平成19年11月29日 条例第4号
平成21年3月2日 条例第2号
平成22年3月31日 条例第3号
平成22年10月5日 条例第4号
平成28年6月3日 条例第4号
平成29年3月15日 条例第1号
令和元年12月9日 条例第3号

ふじみ衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和35年ふじみ衛生組合条例第7号）の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日、休暇等に関し必要な事項を定めるものとする。

(1週間の勤務時間)

第2条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間について38時間45分とする。

2 地方公務員法第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、1週間について15時間30分から31時間までの範囲内で、管理者が定める。

3 管理者は、職務の性質により前2項の規定により難しいときは、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分（再任用短時間勤務職員にあっては、前項の規定に基づき定める時間）とする勤務時間を別に定めることができる。

(週休日及び勤務時間の割振り)

第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。

ただし、管理者は、再任用短時間勤務職員については、これらの日にかかわらず、職務の性質により4週間を超えない期間につき1週間当たり2日以上割合で週休日を割り振るものとする。

2 管理者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。

ただし、再任用短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第4条 管理者は、職務の性質により特別の勤務形態によって勤務する必要がある職員については、前条の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。

2 管理者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、4週間ごとの期間につき8日（再任用短時間勤務職員にあっては、8日以上）の週休日を設けるものとする。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要により、これにより難しい場合において、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で週休日を設けるときは、この限りでない。

(週休日の振替等)

第5条 管理者は、第3条第1項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、規則の定めるところにより、第3条第2項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）のうち規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち管理者が定める時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振るものとする。

(休憩時間)

第6条 管理者は、1日の勤務時間が6時間を超える場合は45分以上、8時間を超える場合は1時間以上の休憩時間を、それぞれ勤務時間の途中で置かなければならない。

第7条 削除

(正規の勤務時間以外の時間における勤務)

第8条 管理者は、労働基準監督署長の許可（労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第1第1号から第10号まで及び第13号から第15号までに掲げる事業に限る。）を受けて、第2条から第5条までに規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間において職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の收受を目的とする勤務その他の規則で定める断続的な勤務をすることを命ずることができる。

2 管理者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、職員に対し、正規の勤務時間以外の時間において前項に掲げる断続的な勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第8条の2 管理者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

2 管理者は、3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、前条第2項に規定する勤務

(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。)をさせてはならない。

- 3 管理者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、前条第2項に規定する勤務をさせてはならない。
- 4 前3項の規定は、配偶者又は2親等内の親族で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むことに支障があるもの(以下「要介護者」という。)を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。))で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。))における」と、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。
- 5 前各項に規定するもののほか、育児又は介護を行う職員の勤務の制限に関する手続その他勤務の制限に関し必要な事項は、規則で定める。

(時間外勤務代休時間)

第8条の3 管理者は、ふじみ衛生組合一般職の職員の給与に関する条例(昭和35年ふじみ衛生組合同条第5号)第12条第4項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、規則で定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間(以下「時間外勤務代休時間」という。)として、規則で定める期間内にある第3条第2項、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日(以下「勤務日等」という。)(第11条第1項に規定する休日及び代休日を除く。)に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

- 2 前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務することが命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

(休日)

第9条 職員は、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時

間においても勤務することを要しない。12月29日から翌年の1月3日までの日(祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。)についても、同様とする。

(休日の振替)

第10条 前条に規定する日が週休日に当たるときは、同条の規定にかかわらず、その日は休日としない。この場合(年末年始の休日であるときを除く。)において、第4条の規定により週休日を定められた職員については、その日に振り替えて、規則に定めるところにより前条に規定する日以外の日を休日とする。

(休日の代休日等)

第11条 管理者は、前2条に規定する休日(以下この条において「休日」と総称する。)である勤務日等に割り振られた勤務時間の全部について特に勤務することを命じた場合には、規則で定めることにより、当該休日前に、当該休日に代わる日(以下この条において「代休日」という。)として、規則で定める期間内にある勤務日等(第8条の3第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等、休日及びこの項の規定により指定された代休日を除く。)を指定することができる。

2 前項の規定により代休日を指定された職員は、当該代休日には特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

3 管理者は、休日である勤務日等に割り振られた勤務時間のうち管理者が定める時間について特に勤務することを命じた場合には、規則に定めるところにより、勤務日等(休日及び代休日を除く。)に割り振られた正規の勤務時間のうち当該時間について勤務することを要しないこととすることができる。

(休暇の種類)

第12条 職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とする。

(年次有給休暇)

第13条 年次有給休暇は、1の年ごとにおける休暇とし、その日数は、1の年において20日(再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、20日を超えない範囲内で規則で定める日数)とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該年の中途において新たにこの条例の適用を受けることとなった者その他規則で定める者のその年の年次有給休暇の日数は、その年の在職期間、他の条例等の適用を受ける職員としてのその年の在職期間中における年次有給休暇の残日数等を考慮し、40日を上限として規則で定める。

3 管理者は、年次有給休暇を職員の請求する時季に与えなければならない。ただし、管理者は、請求された時季に年次有給休暇を与えることが職務に支障のある場合には、他の時季にこれを与えることができる。

4 前3項に定めるもののほか、年次有給休暇に関し必要な事項は、規則で定める。

(病気休暇)

第14条 病気休暇は、職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇とする。

2 病気休暇に関しその期間その他の必要な事項は、規則で定める。

(特別休暇)

第15条 特別休暇は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により勤務しないことが相当である場合における休暇として、公民権行使等休暇、ドナー休暇、産前産後休暇、妊娠障害休暇、母体健康回復休暇、母子保健休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産介護休暇、育児参加休暇、子どもの看護休暇、生理休暇、慶弔休暇、事故休暇、夏季休暇、リフレッシュ休暇、ボランティア休暇及び短期介護休暇とする。

2 特別休暇に関しその内容及び期間その他の必要な事項は、規則で定める。

(介護休暇)

第16条 介護休暇は、要介護者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護休暇に関しその期間その他の必要な事項は、規則で定める。

(介護時間)

第16条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間に関してその期間その他の必要な事項は、規則で定める。

(病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間の承認)

第17条 病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間については、管理者の承認を受けなければならない。

(会計年度任用職員に関する特例)

第18条 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して規則で定める。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成8年9月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行の際現にこの条例による改正前のふじみ衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(以下「旧条例」という。)第2条第2項の規定に基づき定められている

- 1 週間の正規の勤務時間は、この条例による改正後のふじみ衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（以下「新条例」という。）第2条第2項の規定に基づき定められたものとみなす。
- 2 この条例の施行の際現に旧条例第4条ただし書の規定に基づき定められている正規の勤務時間の割振りは、新条例第4条の規定に基づき定められたものとみなす。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例第3条第2項の規定に基づき定められている勤務を要しない日は、新条例第4条の規定に基づき定められた週休日とみなす。
- 4 この条例の施行の際現に旧条例第15条第1項の規定に基づき他の日に振り替えられている勤務を要しない日は、新条例第5条の規定に基づき定められた週休日とみなす。
- 5 この条例の施行の際現に旧条例第14条の規定に基づき命ぜられている勤務は、新条例第8条の規定に基づく勤務又は第9条及び第10条の規定に基づき特に勤務することを命ぜられた場合の勤務とみなす。
- 6 この条例の施行の際現に旧条例第7条第2項の規定に基づき他の日に定められた休日は、新条例第10条の規定に基づき定められたものとみなす。
- 7 この条例の施行の際現に旧条例第15条第2項の規定に基づき勤務を免除されている日は、新条例第11条の規定に基づき指定された日とみなす。
- 8 この条例の施行の日前から引き続き在職する職員のこの条例の施行の日以後の平成8年における年次有給休暇の日数については、新条例第13条第1項及び第2項の規定にかかわらず、この条例の施行の際の旧条例第8条第1項及び第2項に規定する休暇の残日数とする。
- 9 この条例の施行の際現に旧条例第8条第3項の規定に基づき承認されている休暇は、新条例第13条第3項の規定に基づき承認された年次有給休暇とみなす。
- 10 この条例の施行の際現に旧条例第9条から第13条までの規定に基づき承認されている休暇は、新条例第17条の規定に基づき承認されたものとみなす。
- 11 この条例の施行の際現に旧条例第16条の規定に基づき定められている勤務時間、休日、休暇等は、新条例第18条の規定に基づき定められたものとみなす。

(ふじみ衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第3条 (省略)

(ふじみ衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第4条 (省略)

附 則 (平成9年6月2日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成14年2月26日条例第1号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

第2項から第6項まで (省略)

附 則 (平成16年2月23日条例第1号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年11月29日条例第4号)

この条例は、平成20年1月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月2日条例第2号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日条例第3号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年10月5日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後のふじみ衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の規定は、平成22年6月30日から適用する。

附 則 (平成28年6月3日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後のふじみ衛生組合一般職の職員の給与に関する条例、ふじみ衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及びふじみ衛生組合一般職の職員等の旅費に関する条例の規定は、平成28年4月1日から適用する。

附 則 (平成29年3月15日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第15条の改正規定は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年12月9日条例第3号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。(後略)